時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百五十六號
明治廿四年三月十二日　木曜日
舊暦辛卯二月三日　（丁酉）
日出午前五時五十九分　日入午後五時四十四分
月出午前七時十三分　月入午後七時四十八分
潮汐　午前六時三十六分　午後六時五十六分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せス其代價
郵送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報御購ヒ申込ハ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

一行五號活字在四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日丼に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

松方大藏大臣の一言

帝國議會を開くこと三箇月餘、閉會後の今日に於て首を回らして當時の議事を追想すれば名論もあり激論もあり奇事もあり失策もありて其趣は一樣あらざりしかども之を概するに議員も世人も將た政府も其失策不都合の果して失策不都合たるを經驗して將來の戒心に少なからざる材料を得たるなどあらん我輩が兼て數年前より申せし如く國會も當分の間は清書の手習として必得べきものなれば多少の失策不都合は固より充分に恕せざる可らずとして事態の止むを得ざるものにのみ時々評論を試みつゝ來りしに其中に就て松方大藏大臣が貴族院の豫算案會議に於て發したる一言の如きは議場に不似合の最たるものとして後來の爲めに更めて愛に其反省を希ひ併せて世間全體に於て復た此言あからんことを望まざるを得ず即ち其の言とは豫算の成立につき敵意云々に亘りたるなど是れあり豫算の不成立は何人も之を憂ふ者はある可らずと雖も事情の經過あきもののあればなど時としては不成立の場合にも遭ふなどにして成立不成立は唯その事情如何に聲るのみ然るに大臣は豫算案を保護せんが爲め其事情に訴ふるのみに止まらずして更に之を敵意に訴へたるは何事ぞや大臣は如何に辯解すと雖も敵意を引て議員の感情を支配し以て一言あからしめんとしたるの意味は之を掩へども蔽ふ可らず若し夫れ敵意と云はん歟誰か之に向て異議を容るゝ者あらんや啻に貴族院のみあらず衆議院とても豫算の議論紛糾の際に當りて箇樣〳〵に議決せざれば敵意なからずと明言する者あらんには誰れか之に反して一言を費する者あらんや議員等の手に成りたる査定案の如きは立どころに消滅して政府提出の原案に決するや疑なきある可らず如何とあれば普天の下、卒土の濱、苟も至尊の聖意に逆ふ者とては一人もある可らざればなり左れば區々たる豫算案の小議論に迄も特に敵意を煩はし奉りて其成敗を疑るが如き次第にては議會はあれども無きが如き者にして寧ろ君命强行の優れるに若かずと云ふも不可あらざれども如し抑も立憲代議政治の失體は言上を希望の責任以外に仰き奉り立法部と行政部と共に互に權衡の扇に當るべき者にして事の結果として善あれば之を聖主の大德に歸し惡あれば之を宰相の不能に歸するの主意にして容易に敵意を引て間接にも直接にも責任の地位に煩はし奉るは頗る恐多き事と知る可し若しも衆の貴族院が大臣の口頭に發したる敵意の一言に制せられて之に默從し事の當否を云はず利害を尋ねず敵意とあれば是非に及ばずとて即座に可決したりとせば大臣は果して能く之に安んず可きや幸にして議員中に其言の穩かあらざるを咎る者ありて滿場に合點せしめ大臣も亦色々と辨解して冥々の裡に敵意以外の事とおしたればなど兎も角も議院が履ひべき正當の手續を以て穩に議了したるのみ敵意の容易に引く可らざるを想ひ見るに足るべし

要するに大臣の彼の一言は立憲代議政治の本意に於て無病のものと云ふ可らず我豐の遺憾に堪へざる所なり と雖も既往は今更これを如何ともするに由なし唯我輩は當時彼の言の議事錄中に抹殺せられざりしが爲め或は今後の俑を作り容易に議院乃至世間に敵意を口にして意外の邊より漸く尊嚴を瀆し奉るが如きなどもあらんかと憶寓一の不祥を祀禱するのみ思ふに大臣も今に至りて熟考するときは飽までも前言を是認りとする者には非ざるべし如何とあれば大臣は誠忠にして又立憲代議政體なれど君主を尊奉する所以の最良制度たるを詳知する者あればなり故に我輩は議院も世人も大臣と共に其非を非とし前例に倣はずして却て之を鑑戒の一材料とおさんなどを切望する者あり

官報

勅令

御名御璽
明治廿四年三月十日
内閣總理大臣伯爵山縣有朋
大藏大臣伯爵松方正義
海軍大臣子爵樺山資紀

法律第一號
明治二十三年度マテニ竣功スヘキ海軍省所管軍艦及水雷艇竝ニ之ニ裝備スル兵器ノ製造ニ係ル繼續費ニシテ竣功遲延ノ爲メ同年度マテニ支出ヲ終ラサル金額ハ明治二十六年度マテ繼續使用スルコトヲ得

○農商務省令第三號
明治二十三年九月農商務省令第十二號商業會議所條例施行規則ヘ左ノ一條ヲ追加ス
明治廿四年三月十一日　農商務大臣陸奥宗光

第七條　第二條及第六條規定ノ期限內ニ其手續ヲ爲シ能ハサルトキハ事由ヲ詳記シ其期限內ニ延期ヲ願フコトヲ得

農商務省令第三號參照
農商務省令第十二號商業會議所條例施行規則（明治二十三年九月十八日）抄錄

第二條　設立認可ヲ得タルトキハ發起人ニ於テ其旨ヲ告シ商業會議所條例第五條及第六條ニ依リ會員撰擧人及被撰擧人ノ名簿ヲ六十日以內ニ調製シ認可ニ係ル書類ヲ添ヘ其地ノ郡長若クハ市長ニ會員撰擧ノ施行ヲ求ムヘシ

但設立地ノ區域數市町村ニ亘ルトキハ管轄所ヲ建設スヘキ地ノ郡長若クハ市長ニ請求スヘシ

第六條　會議所ノ定款ハ會員撰擧ノ後六十日以內ニ議定シテ認可ヲ請クヘシ

○司法省告示第三十七號
京都地方裁判所管內福知山區裁判所本城出張所明治二十四年三月十六日ヨリ開廷ス
明治廿四年三月十一日　司法大臣伯爵山田顯義

○司法省告示第三十八號
佐賀地方裁判所管內區裁判所出張所裁判開廷場所管轄區域及開廷期日左ノ通改正シ明治二十四年五月ヨリ施行ス
明治廿四年三月十一日　司法大臣伯爵山田顯義

地方區裁判所	開廷場所	管轄區域	開廷期日
佐賀	神埼	神埼出張所管內一圓	一月三月五月七月九月十一月各五日間
	佐賀 小城	小城 兩出張所管內一圓	一月三月五月七月九月十一月各五日間
	佐賀 蓮木	蓮木出張所管內一圓	一月三月五月七月九月十一月各五日間
武雄	鹿嶋	鹿嶋 三出張所下住管內一圓	一月三月五月七月九月十一月各五日間
	多良	多良	

○司法省告示第三十九號
盛岡地方裁判所管內盛岡區裁判所郡山出張所裁判ノ儀自今開廷セス
明治廿四年三月十一日　司法大臣伯爵山田顯義

○遞信省告示第五十九號
攝津國茨木同國高槻同國吹田信濃國坂城美濃國關ヶ原ノ各鐵道停車場電信取扱所ニ於テ本月十六日ヨリ左ノ事項ニ據リ公衆ノ通信取扱ヲ開始ス
但萬國電信條約書ニ依リ取扱フヘキ電報歐文電報及返信料前納電報ハ之ヲ取扱ハス
明治廿四年三月十一日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

一通信取扱時限ハ一般郵便電信局竝電信局ニ同シ
一取扱所ヨリ三町以內ニ延ル電報ハ直配達ヲナス
一本所ニ於テハ特ニ別便配達ヲ取扱フ

○遞信省告示第六十號
陸前國小牛田武藏國大宮同國栗橋ノ各鐵道停車場電信取扱所ニ於テ本月二十五日ヨリ左ノ事項ニ據リ公衆ノ通信取扱ヲ開始ス
但萬國電信條約書ニ依リ取扱フヘキ電報及返信料前納電報ハ之ヲ取扱ハス
明治廿四年三月十一日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

一通信取扱時限ハ午前七時ヨリ午後七時マテトス
一取扱所所在郡內ニ延ル電報ハ直配達ヲナス
一本所ニ於テハ特ニ別便配達ヲ取扱フ

○遞信省告示第六十一號
本月二十一日ヨリ左ノ通郵便局電信局ヲ合併シ共事務ヲ取扱ハシム
明治廿四年三月十一日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

國郡名	郵便局電信局名	合併局名	合併局等級
相模國足柄郡	福澤郵便局 箱根電信局	箱根郵便電信局	三等
下野國上都賀郡	日光郵便局	日光郵便電信局	三等
越後國三嶋郡	出雲崎郵便局 出雲崎電信局	出雲崎郵便電信局	三等
加賀國江沼郡	大聖寺郵便局 大聖寺電信局	大聖寺郵便電信局	三等
加賀國能美郡	小松郵便局 小松電信局	小松郵便電信局	三等

雜報

○東京石炭景況　佛領東京石炭の近況に就き香港駐在の領事宮川久次郎氏より去月十二日附を以て外務省への報告は左の如し

東京石炭會社が香港に於て其石炭を賣弘めんとする計畫あるなどは疾に報告せしが尙ほ開く所に據れば同社所有ホンガイ炭抗の工事追々進歩するを以て本年六月に至れば毎月平均一萬噸を採掘し尙ほ本年末に至れば漸次其量を增し毎月少くも二萬噸を採掘し得べきを以て注文あるに從ひ逐次當港へ輸送する筈なりと但し其價に至りては今尙ほ判然せず凡そ始て市場に上る新貨物が其適當の相場定りて物價相應の地位を得るに至るまでには多少の困難を感ずるは勢の免れざる所なれども亦之を賣る者の措置如何に因りては大に其價格を左右し得るを以て東京炭抗會社は今其新炭を當市場に持出すに當り頗る此邊に注意し先づ成るべく高價を唱へ小注文口には應ずるを欲せざる狀を示し手始として一大約定口を求め以て其價格を保持せんとするものゝ如し現に同會社の重役にして現今本邦當地にて販賣の衝に當る英商の話に外を供する約定未だ折合はざる一箇所あり當港近海各地は石炭を用ふるに至るらんと信ず

頃日香港に於て一人ホンガイ炭を焚別段異狀あるを見ず鐵網の罅間を廣へたり是れ東京に達するためのけずして燃方甚の鐵網上にある一度に投ずるとて二寸立方程のとせり燒燃上の故障とも爲るべ下に落るみと夫の斷乏ず此小而して此燃層の火中に投ずる由くせざるを得ず外手段なきが如火中に投ずるとの罅間より落ちとならん

東京炭が一般燕て疑はざる所あ困難あり

一東京炭は燒を要する事
一東京炭は火る事
一東京炭は粘中に投すれ
一東京炭を一るにおれば務炭使用の價格を引上
一東京炭を使地方に赴き仕替へざ

前記數箇條困難曉には火夫も自に從ひ自然に增少きを以て日本しと云へり第三あれども第五項るべし其故は二は蹉したる困難きては專門家の能はざるべし然且つ海邊と著しあれば實に苟麻の麻價にて販賣價のため掩るゝ據れば該社の石に附き僅に八十港にて一噸を三記の計算にて明

一會社設行の債券
一會社の資本百萬
利益を當年一
右工費元資百六
一百年の株式
一東京より價格
き一噸として三
支出高合計

右八十四萬八千弗八十二仙と

仕掌ひても尙ほ探炭高增加すれ頃日開く所に據聽の出炭ありて